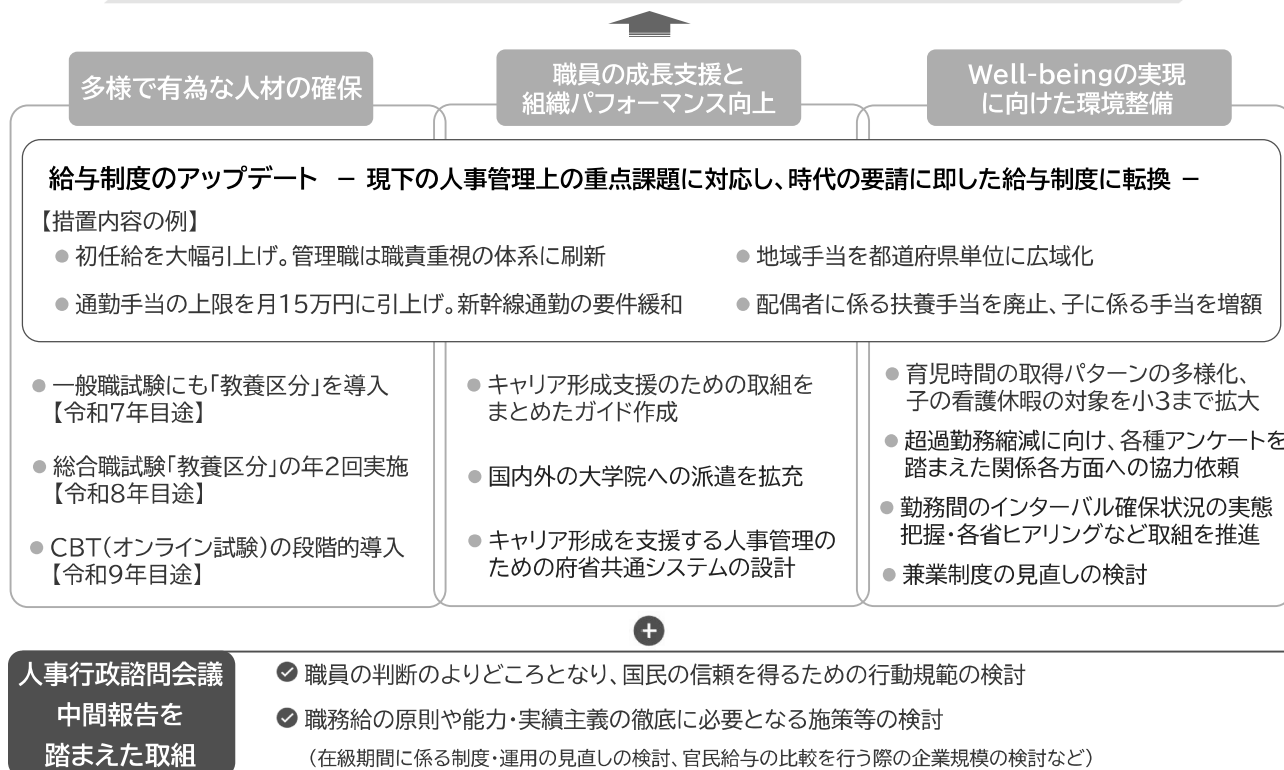


## 6 人事院勧告の概要

### 令和6年 人事院勧告・報告の概要

#### ■ 人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



### 令和6年 人事院勧告・報告の概要

#### ■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

##### 月例給

〔本年4月分の民間給与を調査して官民比較〕 【令和6年4月実施】

##### ✓ 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

給与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])  
【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円])

- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳後半までの職員に重点を置いて改定  
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

##### ボーナス

〔直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕 【令和6年4月実施】

##### ✓ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

##### 寒冷地手当

〔手当額改定: 令和6年4月実施、支給地域改定: 令和7年4月実施〕

##### ✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

## ■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

|       |                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 俸給    | 初任給・若年層の水準を大幅引上げ<br>係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し    |
| 地域手当  | 都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置)<br>異動保障を3年間に延長 |
| 通勤手当等 | 支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和                        |
| 扶養手当  | 配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額                                              |
| ボーナス  | 成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充                  |
| その他手当 | 管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大<br>再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)        |

## ■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
  - ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
  - ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大